

第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援 補助金交付要綱

(令和4年9月1日第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会事務局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、第40回全国都市緑化仙台フェア（以下、「仙台フェア」という。）の基本理念、基本方針に賛同し、仙台フェアの会期中に仙台市中心部においてイベントを開催する団体に対し、第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第12条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助事業 第12条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) まちの賑わい創出等を目的とする団体等で、設立から1年以上経過していること。ただし、団体統合や組織改正等の理由により新設または改組され、設立から1年に満たない団体であっても、その前身となる団体から一連の活動が認められる場合には、対象と見なす。
- (2) 直近1年間において、仙台市内での活動実績を有していること。
- (3) 実施内容の企画や会場運営など、自立的にイベントを開催することができる団体等であること。
- (4) 法人格を有するものについては、仙台市内に主な事業所を有すること。任意団体については、その代表者が仙台市内に住所を有しており居住していること、若しくは主な活動場所が仙台市内であること。
- (5) 法人市民税及び事業所税に係る仙台市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、仙台市の市税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団等との関係を有していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体等でないこと。
- (8) 本補助金の申請について、実行委員会と事前相談を行っていること。

（市税の滞納がないことの確認等）

第4条 前条第5号に規定する要件は、実行委員会会長が補助金の交付の申請をしようとする者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（市税の取扱い）

第5条 第3条第5号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

（補助金の交付対象事業）

第6条 補助金の交付対象となる事業は、仙台フェアの開催に呼応して開催されるイベントであり、次の各号をすべて満たすものとする。

- （1） 仙台フェアの基本理念や基本方針等に即して開催されるイベントであり、かつ公園や街路等、みどりのある公共空間の利用促進に資するとともに、まちの賑わい創出を図るイベントであること。
- （2） 仙台市が所管する市中心部の公園（ただし、仙台フェアのメイン会場である青葉山公園（追廻地区）、西公園（南側地区）及びすでにイベント会場として広く認知されている勾当台公園及び錦町公園を除く）や街路を会場として開催されるイベントであること。
- （3） 市民が親しみやすい企画内容であること。
- （4） 収支計画が適切であるもの。
- （5） 特定の政党、宗教または政治的信条を支持するものでないこと。また、特定の思想、主義または主張の普及宣伝に利用される恐れのないこと。
- （6） 公序良俗に反するものでないこと。
- （7） 宣伝・営利を目的としないこと。
- （8） 会場における公共性が確保されていること。
- （9） 主催者に行事を適正に実施する能力があると十分に認められること。
- （10） 仙台市または仙台市の関係団体から補助金、助成金、負担金等の収入がないもの。
- （11） その他実行委員会会長が適当と認めたもの。

（補助対象経費および補助対象外経費）

第7条 補助対象となる経費および補助の対象外とする経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の10/10に相当する額とする。

2 前項の規定による補助金の額は、第11条に定める審査委員会において決定し、予算の範囲内で交付する。ただし補助金の交付上限額は1事業につき2,000千円とする。

3 補助金の額の算定において、1千円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助事業の実施期間)

第9条 補助事業の実施期間は、令和5年4月26日から令和5年6月18日とする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、令和4年11月7日までに実行委員会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(補助事業等の目的、内容等を記載した書類)
- (2) 会場レイアウト図
- (3) 収支予算書(補助事業等の経費の内訳等を記載した書類)
- (4) 補助事業者の会則等(活動内容や沿革、構成員を記載した書類、直近1年間の活動実績が確認できる書類)
- (5) その他実行委員会会長が必要と認める書類

(審査委員会の設置)

第11条 実行委員会会長は、前条に定める交付の申請があった場合は、補助対象事業を選定するために審査委員会を設置し、審査を行う。

2 前項の審査委員会は、実行委員会会長が適当と認める者により構成する。

(補助金の交付の決定等)

第12条 実行委員会会長は、審査委員会の審査結果を踏まえ、審査委員会のあった日から14日以内に、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金交付決定書(様式第2号)または、第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金不交付決定書(様式第3号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 申請の取下げは、交付決定の通知があった日から10日を経過した日までに第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金交付申請取下書(様式第4号)の申請により行うものとする。

（補助事業の変更・中止または廃止の申請）

第14条 補助事業者は、補助事業の内容を変更、若しくは中止・廃止する場合にはあらかじめ第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて、実行委員会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の変更・中止または廃止の承認）

第15条 実行委員会会長は前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対して第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業の変更、若しくは中止・廃止の承認を行うものとする。この場合において、実行委員会会長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

2 前項の規定による交付決定の内容の変更・中止・廃止または条件を付したときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（社会情勢の変化等に伴う補助事業の変更・中止）

第16条 実行委員会会長は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会情勢の変化等により、補助事業の変更または中止の必要があると認めるときは、補助事業者との協議の上、第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金事業（変更・中止）通知書（様式第7号）により、補助事業の内容や規模等の変更または中止を求めることとする。この場合において、実行委員会会長は必要に応じて交付決定の内容の変更または条件の付与を行うことができる。

2 前項の規定による交付決定の内容の変更・中止を行ったとき、または条件を付したときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第17条 実行委員会会長は、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 実行委員会会長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。

3 前2項の規定により指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

4 実行委員会会長は、補助事業者に対し、その定めるところにより、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業を完了し、中止し、または廃止したときは、速やかに補助事業の成果を記載した第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、完了等の日から30日以内に実行委員会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 事業の成果物（製作したチラシ等）
- (5) その他実行委員会が必要と認める書類

2 第16条の規定により補助事業を中止する場合、前項の規定による実績報告は、補助事業の準備及び補助事業の中止までの経緯を報告することとする。

(補助金額の確定等)

第19条 実行委員会会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第20条 実行委員会会長は、第18条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第21条 実行委員会会長は、第19条の規定による補助金の額の確定等を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第19条に規定する補助金額の確定の通知を受けた場合、30日以内に第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金交付請求書（様式第10号）を実行委員会会長に提出しなければならない。

(概算払による補助金の交付)

第22条 実行委員会会長は、補助事業の実施のため必要と認めるときは、第12条の規定による補助金の交付決定後に補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、概算払による補助金交付申請を行う場合、第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金交付請求書(様式第10号)を実行委員会会長に提出しなければならない。なお、概算払による補助金交付申請は、補助事業実施予定日の20日前から受け付けるものとする。

(概算払による補助金の精算)

第23条 前条第1項に規定する概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、第18条の規定による実績報告を行ったうえで、第19条に規定する補助金額の確定の通知を受けた場合は、20日以内に第40回全国都市緑化仙台フェアまちなかエリアイベント開催支援補助金精算書(様式第11号)を実行委員会会長に提出し、補助金の精算を行わなければならない。

(決定の取り消し)

第24条 実行委員会会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定または交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に基づく実行委員会会長の処分若しくは命令に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき。
- (5) 補助事業を遂行する見通しがなくなったとき。
- (6) その他実行委員会会長が補助金を交付することまたは交付したことが不適當であると認めるとき。

2 前項の取り消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第25条 実行委員会会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関しすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部または一部の返還を請求するものとする。

2 実行委員会会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

3 前2項の規定により返還を請求する場合は、書面により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第26条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還の請求を受けた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還の請求を受けた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の補助金の額を控除した額）につき補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。この場合において、補助金が二回以上に分けて交付されたときは、返還の請求を受けた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還の請求を受けた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還の請求を受けた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受けた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納の補助金の額を控除した額）につき、法第19条第2項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を納付しなければならない。

(立入検査等)

第27条 実行委員会会長は、必要と認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、または実行委員会事務局職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ若しくは関係者に質問させるものとする。

2 実行委員会会長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第29条 この要綱の施行に関し必要な事項は、第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、実行委員会解散の日に効力を失う。

別表

	区分	支出内容の例示
補助対象経費	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間の使用で、その性質または形状を失い、使用に耐えなくなるものの取得経費（事業の実施に伴い必要なものに限る。） ・新型コロナウイルス感染予防対策に係る経費
	備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・性質、形状を変えることなく、長期にわたって継続使用に耐えるもので取得価格が税込5万円以下の物品（事業の実施に伴い必要なものに限る。）
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの運営等のために雇用するアルバイト等の人件費
	会場・設営関連経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公園占用や道路占用等に係る使用料 ・テント、飲食ブース等の設営に係る経費
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴い必要となる委託費 ・委託業者のスタッフ人件費
	広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に伴い必要となるのぼり、立て看板等の広告経費 ・広報ポスターや参加者募集チラシの印刷代
	報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施に係る出演料・謝金等
	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便料（切手、はがき等）、運搬料等（事業の実施に伴い必要となる物品の運賃等）
補助対象外経費	諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料や交通費等の雑費
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の構成員等に対する賃金
	食糧費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者及び運営スタッフ等の飲食代
	備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得価格が税込5万円を超える物品
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの運営に際して必要性が低いと判断される経費